

議案第 96 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

平成 25 年 12 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市憩いの家とくしげの指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市憩いの家とくしげ指定管理者

1 指定に係る施設の名称

北名古屋市憩いの家とくしげ

2 指定の相手方

北名古屋市西之保中社 8 番地

公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター

会長 森 川 孝 一

3 指定の期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで